

平成14年度宮城県行政評価委員会 議事録

日 時：平成15年2月17日（月） 午前10時から正午まで
場 所：宮城県行政庁舎 4階 特別会議室

出席委員：大村 虔一 委員 関田 康慶 委員 宮本 和明 委員
森杉 壽芳 委員 長谷川 信夫 委員 浅野 孝雄 委員
宇田川 一夫 委員 大滝 精一 委員 濃沼 信夫 委員
鈴木 ハツヨ 委員 宗前 清貞 委員 高橋 四郎 委員
沼倉 雅枝 委員 水原 克敏 委員

司 会 それでは定刻となりましたので、ただいまから平成14年度宮城県行政評価委員会を開催いたします。

開会に当たりまして千葉企画部次長よりあいさつを申し上げます。

千 葉 次長の千葉でございます。

企画部次長 本日は、お忙しい中、平成14年度宮城県行政評価委員会にご出席をいただきまして誠にありがとうございます。本来でございましたならば、知事が参りましてごあいさつを申し上げるべきところでございますが、あいにくと、ただいま10時から県議会が開会されておりまして、10時半頃にはそちらの方、今日は終了の予定でございますので、議会終了後、ただちにこちらの方へ出席をさせていただきますので、ごあいさつを申し上げさせていただきたいと予定をいたしているところでございますので、私からは開会に当たりましてのごあいさつをさせていただきますと存じます。

本日は、行政評価委員会全体会といたしましては今年初めての会議でございますが、昨年の4月以降、各部会所属の委員の先生方には政策評価部会、大規模事業評価部会、公共事業評価部会の3部会に分かれまして熱心に専門分野別にそれぞれご審議を賜りました。改めて厚く御礼を申し上げたいと存じます。

今年度は、ご承知のように昨年の4月1日に施行されました行政評価条例に基づきます最初の評価と、こういう年でございましたので、各部会所属の先生方には、初めての年ならではのいろいろご苦勞をいただいたわけでございます。

県といたしましては、各部会から頂戴いたしました貴重なご意見、ご指摘につきましては本県の政策・施策、あるいはそれぞれの事業に活かすよう検討させていただきまして、評価の結果を県の政策展開に反映させていただきたいと考えております。反映の状況の具体例等につきましては、後ほど事務局の方から説明をさせていただきますと存じます。

お陰様で各部会から頂戴いたしましたご意見を基に実施をいたしました行政評価の結果を踏まえまして、ただいま開会中の県議会に、来年度県として実施をすべき事業に関する予算を、案として提案させていただいたところでございます。この予算案の編成を通じまして、県といたしましては、来年度に向けてより一層充実した施策の展開を打ち出すことができたのではないかと、自負をいたしているところでございます。いろいろご指導いただきましたことを改めて各先生方に御礼を申し上げますと存じます。

本日は、一昨年からご就任をいただいております委員の皆様方にとりましては、この行政評価委員会がとりあえず最後の委員会ということになります。私ども事務局といたしましては、基本的には、来年度以降も、各先生方に引き続き貴重なご意見を頂戴できれば大変ありがたいと考えているところでございます。

本日は、そういう意味で一つの締めくくりといたしまして、この2年間を総括いただきますような忌憚のないご意見を頂戴できれば幸いです。そのようなご意見を基に、本県の行政評価制度をさらに改善をしてみたいと考えております。

本日は、よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます、ごあいさつとさせていただきます。

司 会 本日は、大村委員長をはじめ14名の先生方にご出席をいただいております。行政評価委員会条例の規定による定足数を満たしておりますことをご報告申し上げます。

なお、田中委員につきましては、本日、所用のため欠席されております。

次に、次第3の説明に入らせていただきます。

議事に入ります前に、事務局より、お配りしている資料等につきましてご説明申し上げます。

志伯行政 それでは、私の方から資料の確認等について簡単にご説明させていただきます。
評価室長 最初に、「審議資料」というものがお手元にあるかと思えます。この「審議資料」は、議題の議事4番の「(2)審議」の時に使わせていただきます。いわゆる行政評価委員会の運営規程を、前は条例施行前の要綱でやっていたもので、語句の訂正等のことでございます。

次に、「資料1、2、3」とございます。この「資料1、2、3」は、政策評価部会、大規模事業評価部会、それから公共事業評価部会、それぞれ部会長さんからこの場でもってご報告させていただく資料でございます。

次に、「参考資料」という形で「参考資料1」から「参考資料8」までございます。「参考資料1」、それから「2」、「2」は「2-1、2-2、2-3」とございます。それから「参考資料3」、これは答申後、県が評価書を作った、その評価結果の書類でございます。それぞれこの評価結果については、所属の部会の先生方にはもう既にお配りしておりますが、改めてここでお渡しさせていただいております。

それから、「参考資料4、5、6」でございます。「参考資料3」まではいわゆるPLAN-DO-SEEの評価の部分ですが、「4、5、6」についてはプランの部分、いわゆる反映の部分でございます。参考資料4は、それぞれ部会毎といいますか、評価毎の反映状況の説明書でございます。

次に、「参考資料5」、これはいわゆる政策評価等で、重点事業とか、15年度の当初予算に反映した部分というものをまとめたものでございます。これが「参考資料5、6」でございます。

「参考資料7」は、まさしく参考でございます、うちの方からホームページ等で評価制度についてPR、外に向かってPRしているものを印字して、ここに参考までにお渡ししております。

それから、「参考資料8」につきましては、ただいま次長の方からもお話し申し上げましたけれども、是非引き続きお願いしたいということから、来年度の予定を予

めご説明させていただきたいということでの資料でございます。

以上がお渡ししている資料でございます。

そこで、今日の進め方でございますが、実は今、次長からもお話しあったように、頭から知事が出るような形でございますけれども、ちょうど10時半まではどうしても出席できないということで、おしりが11時というふうになってます。そこで、この予定からいきますと各部長さんから報告いただいている途中ぐらいになってしまうのかなと思いますが、そこで区切りのいいところで切っていただきまして、そこで30分間、各先生方からこの1年間審議していただいたことについて、忌憚のないご意見を知事にお話ししていただきたい。そして、知事からもお話ししたいというふうなことでございますので、よろしく願いいたします。

司 会 それでは、これより議事に入ります。

行政評価委員会条例の規定によりまして、ここからは大村委員長に議長をお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

大村委員長 おはようございます。一言ごあいさつ申し上げます。

一昨年は、条例をつくるということでかなり熱心なご討議をいただいたわけですが、本年度はそれに基づきまして三つの部会が滑り出したわけでございます。そういう意味では、今日は条例の基でやる最初の委員会でございます。それぞれの部会では大変ご苦労が多かったというふうに聞いておりますが、今日はその辺のご報告をいただきながら、さらに次に向けてどんなふうに取り組んだらいいのか、といったようなことについて話し合いをしたいと思います。

先程お話しのように、知事が途中でお出になるということで、ちょっと変則ではありますが途中で中断して、知事に皆さんから直接ご意見をいただくというようなことにしたいと思います。

最初の条例をつくる時の審議の時にもいろいろ尽くせないことが多々あり、継続しながら、走りながらいろいろ考えていきたいと思いますというように形でスタートしてきた経緯がありますから、それをさらに磨いていくというようなことで、今日はひとつよろしく願い申し上げます。

それでは議事に入りますが、入ります前に議事録署名委員の指名の件がございます。今回は名簿順でございまして、沼倉委員と水原委員のお二人をお願いしたいと思います。いかがでございましょうか。（「了承」の声あり）よろしく願い申し上げます。

次に、会議の公開についてでございます。当委員会の決定に従いまして、この会議は公開といたします。傍聴に際しましては、本会場に表示しております「宮城県行政評価委員会傍聴要領」に従うようお願いいたします。また、写真撮影、録画などにつきましては、事務局職員の指示に従い、会議の妨げにならないようお願い申し上げます。

それでは、次第に従って会議を進めてまいります。まず、議事の「(1)報告 ①各部会の審議結果について」、政策評価部会、大規模事業評価部会、公共事業評価部会の順にご報告をいただきたいと思っております。

まず初めに、政策評価部会につきまして、関田部会長からご報告をお願いいたします。

関田委員　それでは、政策評価部会の審議結果の概要について簡単にご報告をさせていただきます。

平成14年度の政策評価・施策評価の審議結果につきましては、平成14年6月14日付で知事から30政策、89施策が行政評価委員会に対して諮問されたわけであり、当部会は福祉、環境、教育、産業、社会資本の五つの分科会を置きまして、平成14年7月15日から9月11日にかけて、延べ16回の分科会を開催いたしまして審議を重ねてまいりました。

諮問を受けた政策・施策の中から分科会で調査審議を行いました30政策、53施策につきまして審議を行なった結果、政策評価では県の評価が「妥当」と判断されたものが3件、「おおむね妥当」が16件、「要検討」が10件、「要修正」が1件でございました。

また、施策評価につきましては、県の評価が「妥当」と判断されたものが9件、「おおむね妥当」が10件、「要検討」が33件、「要修正」が1件でございました。

この審議の結果につきましては、14年10月18日付で、行政評価委員会から知事あてに答申が行われたわけであり、

この審議過程について、当部会ではさらに問題点を検討し、今後の対応策についても検討を行いました。第3回及び第4回部会におきましては、答申に対する「県の対応方針」という県の方針に対する部会の関わり方をどうするか、分科会の進め方はどうするか、そういった問題についての幾つかの検討課題について審議が行われました。

まず、分科会の進め方でありませけれども、今年度は答申に当たりまして、分科会の審議結果は審議を行った最終の段階でまとめようとしたわけですが、その方法では、後でいろんな審議の結果をまとめるのに時間がかかる、あるいは、相互の意見交換の時間がなかなか取れないというような幾つかの問題点もございまして、分科会の審議結果については、その都度、その日のうちにある程度仮評価をしよう、というふうにすることにいたしました。

また、今年度の分科会では、政策と施策を別々に審議していたわけですが、やはり政策を審議する場合には施策の審議があって政策の評価が行われると、どうしてもこういうふうな建前になりますので、同時に行われるということであるならば、来年度は政策と施策を一体化して審議した方がよろしいのではないか、ということになりました。

それから、「県の対応方針」というのが中に書き込まれているわけですが、一部部会は書き込まれたものに対してどう関わりを持つかということについて検討が行われまして、部会としても「県の対応方針」に何らかの関わりを持って意見表明をする等の検討が必要ではないか、ということになりました。

それから、非常に重要な問題として政策・施策の評価の指標をどう考えるかと。これは政策・施策の体系をどうするかという非常に大きな問題を含んでおりまして、特に県の総合計画、この中で政策指標のあり方と実際に政策・施策を評価するためのもっと弾力的な指標のあり方と、この二つの視点から検討を重ねていったわけであり、部会の方針といたしましては、この指標の妥当性については今後も継続的に議論を積み重ね、政策評価指標として試行的に運用しつつ、その指標をどのような形で最終的に正式な政策指標に組み入れていくかと、こういうことを検討していこうということになりました。そういう意味では、運用試行的な評価指標

もこれから活用していくということでございます。

それから、公平性に関する議論をどうするかという問題も出されました。評価の中において、公平性という概念をどのように位置づけるかということについては、それなりの議論があったわけでございますけれども、あまり拘り定規に公平性を打ち出してしまいますと、評価のプロセスの中でインプットのレベルでの公平性なのか、プロセスの中での公平性なのか、アウトプットのレベルでの公平性なのかによってそれぞれ公平性の意味が、また概念が異なってまいります。ということであれば、公平性ということをあまり一義的に決めつけるのではなくて、ある程度政策指標をうまく使いながら、本来の公平性というのを考えていったらどうかと。

例えば、ある圏域では農業を中心にいろいろ県の政策・施策を期待しているところもあれば、ある地域では産業の活性化について、あるいは都市の空洞化について、もっといろいろな政策・施策を期待しているところもあるかもしれません。そういったそれぞれのニーズに応じた対応の中で、公平性ということを議論していったらどうかということでもあります。

それから、県民満足度につきましては、今回も非常に高い回答率になっているわけですが、県民の意向がこのような形で直接的に反映されるという仕組みは日本ではないわけでもあります。投票所に行けない方でも、どんな年齢層の方でも無作為に抽出し、その中から得られた回答、しかも去年の実績でいいますと2時間以上もかけて回答されている方が40数%おられるというような、そういう熱心な県民の方の情報を、どのような形で政策評価の中に組み入れていくか、ということは大変重要な問題でありまして、それを例えば実態データ、さまざまな統計データなどに関連づけて分析し、あるいは、その中から、これからどのような政策・施策を考えていけばいいかということ企画するという、そういう仕組みがリンクしなければあまり意味がないわけで、現在、その努力が続けられているわけでもあります。

しかし、それをやるためには相当の時間とエネルギーを使うことになりますので、その辺の分析を活用するという体制をしっかりと整えていただきたいと、こういうのが部会の意見でございました。

以上でございます。

大村委員長 どうもありがとうございます。

何かありましたら後でまたやることにいたしまして、次は大規模事業評価部会につきまして、宮本部会長からご報告お願いいたします。

宮本委員 それでは、大規模事業評価部会の審議結果につきまして、ご報告させていただきます。

「資料2」と「参考資料2-1」、「2-2」、「2-3」をご覧いただければと思います。

まず、大規模事業評価部会は3回にわたりまして開いた結果、宮城県農業短期大学再編整備推進事業という対象事業に対しまして、当初、県から出されておりました評価調書というのがございます。その評価調書に対しまして、我々の部会でその評価が適切であるかどうか、十分であるかどうか、というものを評価させていただいたということでございます。

その結果、県が行いました評価につきましては、「事業自体の意義は認めますが、県の評価内容には10項目の点で不足しております」という意見をまとめまして、8月7日付で知事あてに答申しております。その内容が「参考資料2-1」の最後の方から2枚めくっていただきまして、大村委員長と私の名前で出ております知事あての「答申書」でございます。内容につきましてはその後続いておりまして、この中で10項目の点を指摘させていただいております。これに対しまして、県の方から9月4日付で評価調書の改訂版をつくっていただきました。それが「参考資料2-1」の表紙から続いているところでございます。

事実だけを申し上げますと、実はこれは当初出された評価調書に対しまして、我々が部会でこういうところについて評価が足りないのではないのでしょうかということで、追加の資料等を部会の方でお願いしております。部会の方で検討した資料は、もちろんこの中につけ加えていただいております。我々は部会での議論では十分でない、ですから部会での資料も十分ではないということで、10項目つけさせていただいておりますが、その結果として、最終的な評価書としていただいたのが15ページと17ページのところに3カ所、黄色のマークがついていると思います。

実は、これ以外のところは部会の中で審議した事項でございまして、それは十分でない。我々とすれば、10項目の評価をもう少し深めていただきたい、というお願いをした結果が、この3カ所だけが追加されて、最終の報告書として提示されてきました。

これを事務局の方からご説明いただいたところ、さすがにこういう結果でございますので、私としては、十分に評価調書の改訂をしていただいているのではないかというふうに判断しまして、どういう対応をすべきかちょっと悩んだわけですが、実は大規模評価部会の手順といたしましては、この後、何らかの対応をとるといふ、そういうルーチンとしては入っていなかったわけです。

それで、当然、本日の行政評価委員会で議論をするということの一つあったと思うんですが、2月のこの時間まで待っているというのはあまりにも時間が長過ぎると思われましたので、事務局にお聞きしましたところ、部会長の招集で部会が開けるということをお聞きしましたので、第4回目の部会を、予定外でございまして開かせていただきました。その中で評価書の内容につきましていろいろ議論をさせていただきまして、その議論の内容につきましては、議事録に詳細に記載されておりまして、ホームページで公開されております。

その中で、部会として評価書に対しまして何らかのコメントをする、という意見もありましたが、逆にそういうような諮問といえますか、部会に対して委託を受けていないという意見もございましたので、とりあえずは部会のメンバーの個人的な意見として、知事に提言するという形を採らせていただきました。その各部会委員からの意見は「参考資料2-2」でございますが、私の意見をはじめ4名から意見が出ております。

それで、この意見を踏まえまして、県の方ではいろいろ対応をしていただいております。特に、この中では、評価書自体が十分でないという指摘は当然しているわけですが、いかにせん、8月7日で我々が意見を出して、それに対して9月4日にその回答をなされたということで、一月足らずの間にできてしまうということになれば、当然内容としても、そこまで整備できる状況ではなかったのではないかというふうに、我々も考えております。ですから大規模評価部会の位置付けと

して、こういうものが実質的に意味あることにするためには、やはり十分にこれを練れるような時間を置いて、こういう諮問というものをさせていただきたいと。そうでないと、全てこういうような形で、ある意味では予定どおりに進行するというスケジュールの中で進んでいる限りにおいては、我々の答申に対して対応しようと思っても、十分な審議ができないのではないだろうかという点を指摘させていただいております。

それに対しまして「参考資料2-3」でございますが、これは後ほど事務局の方でご説明していただきますけれども、県の方でいろいろ対応させていただいております。

以上が、大規模事業評価部会におきます審議結果と、それから、その後の対応におきます事実経過の報告でございます。

大村委員長 ありがとうございます。

大体このあたりで知事が登場する予定になっているわけではありますが、なかなか台本どおりにはいきませんで、どうでしょうか。次に進みましょうか。（「やりましょう」の声あり）それでは、途中になってしまうかもしれませんが、森杉先生にひとつお願いいたします。

森杉委員 「資料3」と「参考資料3」、両方をご覧ください。

お手元にありますように「資料3」の方でございますが、審議の結果というのが、「資料3」の方の(1)のところにあります。対象となりました事業は再評価です。今年が〇がついております七つ、これが対象事業でありまして、基本的には全て事業は継続という方向で、中止するのではなくて、継続という形の審議を行いました。

ちょっと読み上げますと、「継続とした県の評価を妥当とする事業は以下のとおり」とありますように、まず志津川登米線ですが、これは道路。それから、その次も道路であります。都市計画道路であります。玉川岩切線。それから八幡築港線、それから箱塚中田線。それから、次は、大変大きな事業であります。仙台港の背後地における土地区画整理事業であります。それから、迫川の流域下水道事業。これは自主的に一旦この段階で終わっているということで、ですから継続と言えますけれども、一応終わっているような事業です。以上が、継続というふうに答申いたしました。

それから、一つ、そこにあります主要地方道丸森柴田線の大正坂道路改良事業。これにつきましては継続であります。特に、部会の方では現在施工がまだできていない部分、両側歩道という計画になっておりますが、地元との十分な調整の上、現計画の両側歩道から片側歩道への変更について検討することと、こういうふうな答申をいたしました。

実は、この件につきましては、県サイドに、県の方で地元と討議いただきまして、地元の方からも早く施工してほしいという要望とともに、両側歩道でなくて片側歩道でよろしい、というような大変協力的なご意見をいただきまして、そういう方向に変更して事業を優先していくと、こういうふうなことが決まりました。特に知事がお出でになったらご報告するつもりですけれども、改めて地元の方々の協力に対して感謝したいと、こんなふうに思っている次第であります。

以上が審議事項ですが、さらに「参考資料3」の方もご覧いただきまして、正式な答申としては「資料3」のとおりではございますが、参考資料の方の3ページ、審議の結果というところにつきまして、基本的には公共事業というものの予算が限られておりますので、遅れざるを得ない面が確かにあるんですが、その中でも、大きな問題点がやはりあると思われまして、今言いました参考資料の3ページの評価の結果というところの、「(2)審議対象事業について」というところの、⑥仙台港背後地土地区画整理事業、これでありまして、これははっきり言いますと区画整理をしてもいいんですけれども、区画整理をした土地が売れないと、いろんな現在の整備が進められないという状況にありまして、昨今の経済情勢でありますから、そう簡単に土地が売れないという状況でありまして、この問題がやはり一つ、財政的に大きな問題点として、現在浮かび上がっているということでもあります。

どうすればいいかということについては、部会の権限を超える問題でありますから、申し上げておりませんが、一つの問題点として、ここに大きな問題点があるということをご指摘申し上げたいと、こんなふうに思っている次第です。

以上です。

大村委員長 ありがとうございました。
それでは、知事が参りますまで、休憩とさせていただきます。

(休 憩)

大村委員長 知事がお見えになりましたので、早速本題に入りたいと思います。
まず、知事に一言ごあいさつをいただきたいと思います。

浅野知事 まずは皆様方に心から御礼を申し上げたいと思います。

行政評価というものは、我が国においては自治体も含め、定着をしていなかったというのが2年前、3年前の状況でありました。そういった中で皆様方に行政評価委員会をお願いして、そして、政策評価、大規模事業評価、公共事業評価、各部に分かれて大変突っ込んだ、熱心なご議論をしていただいたわけです。

そもそも、今申し上げましたように、行政評価ということについては前例がない、モデルがない、方法論がないという中でありましたので、皆様方にはその中でいわば暗中模索というか、そういった中でのご審議だったと思います。我々も実は大変な思いはあったわけでございまして、我々自身も暗中模索と。

しかし、皆様方の鋭いご指摘、ご審議に支えられて、我々としても走りながら行政評価という仕組みを作ってきたという思いがあります。

そしてまた、現在もまだ走っている最中でありまして、まだ立ち止まるという状況までいっていないわけですが、逆にそういう意味で、我が国におけるこの分野のトップランナーということの誇りと、いささかのおののきを感じながら走っていると。

したがって、委員の皆様方のご指摘というのは、内容そのものは大変厳しいものもあったわけでございまして、むしろそれはお励ましとして、そしてまた、この制度を定着させていくための必要なご指摘というふうを受け止めて、大変ありがたく受け止めさせていただきました。

そういった中で、行政評価条例という全国で初めてのこの制度の条例化を行ったわけでありまして、その意味では、我々としても全国に誇れる評価制度を作ったの

ではないかというふうに思っております。

また、各部会での審議の結果については、答申という形でいただきました。そして、そのご意見を基にして県として評価書を作成して、実際に政策、施策、事業に反映をさせていただいているところでもあります。また、この評価制度をさらに改善していかなければならないということの必要性も感じております。

ということで、実は皆様方の委員の任期は2年ということでもありますので、この3月で一旦は終了するということではありますが、私どもから言いますと、せっかくのいわば草創期の委員をお引き受けいただいたということでございますので、引き続き各委員の皆様におかれましては、ご指導をお願いできればというふうに思っております。特別のご事情がない限りは、私どもの方から、是非そのようにお願いをしたいというふうに思っております。

本日は、今年度の評価結果ということが議題になっておりますが、今までどおり忌憚のないご意見を頂戴したいというふうに思っております。よろしくお願ひします。ありがとうございました。

大村委員長 ありがとうございます。

知事は11時までしか時間がないということでございますので、せっかくでございますので、少し意見の交換の時間をとりたいと思います。

まず、部会長さんからお話をいただいたらいいと思うんですが、関田先生、どうでしょう。

関田委員 今年も1月、2月に県民満足度の調査が行われまして、50%近い回答があったわけでありまして。昨年も50%を上回る回答がございまして、県民の政策・施策に対する関心度の高さが伺えると思います。特に昨年でも2時間以上かけて回答された方が40数%もいらっしゃるって、知事選よりも投票率が高くて、なおかつ情報量が膨大であると、こういうことで、これは県にとっては宝物であると思います。

このような仕組みは日本でまだ動いておりませんで、まだスタートしたばかりなんですけれども、しかも特色のあることは、非常に広範囲に政策・施策について意見を問うているわけです。これは見方によっては全然自分の知らないところを聞かれているわけで、どうかなというところもありますけれども、しかし、いつもそうですけれども、政策・施策というのは県民全体の立場から議論しなければいけないわけで、特定の人たちは特定の生活の空間の中に生きていますから、なかなか外のことには知らないわけです。

その結果を見ますと非常に参考になったとか、知識量が増えたと、そういう回答が結構ございます。そういう意味では自分のいる領域だけでなく、他の領域のことについても知っていくということは、これは県民にとっても非常に情報としてありがたいことで、また、県の立場からいうと、そういった県のやっていることを知っていただくということでも非常に重要なことだと思います。

そのような重要な情報が入ってきた後での話でございますが、きちっとした統計データ、実態データなどに関連づけたり、あるいはその政策・施策を県が担当すべきか、公的セクターが担当すべきものか、あるいは民間セクターに任せるべきものなのか。県民の判断というのは、何も県に対するいろんなことを評価しているということではなくて、その領域の中の実態について評価しているわけです。それは県

がやるべきか、民間がやるべきかということは別に言っていないわけです。その辺は今後県がどういう立場で考えていけばいいかということになってくるわけです。そういう意味から、これだけの膨大なデータを県の中でどのような形で政策・施策に生かしていくかということは、相当なエネルギーと工夫が必要だと思います。

そういう意味で、是非このようなせつかくの貴重な情報を生かしていただくような行政内部での対応のあり方、充実をお願いいたしたいと思っております。

大村委員長 ありがとうございます。
 それでは、宮本部長。

宮本委員 大規模事業評価の話は先程ご報告しましたけれども、これ、知事あてにも個人的な意見書も出させていただいておりますので、既にお話ししていることになっていと思いますが、今回は日程的にも厳しいことがありまして、基本的には我々が出しました答申に対しまして、今、改訂されたバージョンでの評価書というのは、未だ十分というふうには私どもは考えておりません。全部の意見とは言いませんけれども、そういう意見の委員がいるということは、各個人からの意見書を見ていただければお分かりいただけるとおりだと思います。

それに対しまして、当然県の方ではいろんな対応を考えていただいているというふうにご報告いただいておりますので、これはすごく前向きな態度だというふうに我々も解釈させていただいております。

ただし、今年に関しまして、どちらかという、やはり進行表に基づいて事業が進んでいく中でこの評価があって、そのスケジュールどおりに動くためには、こういう形でなければだめだっというような感じが今、否めないのかなというふうに思っております。

ですから、今後は、こういう大規模事業評価部会の評価というものを実質的なことにするためには、一回はその評価を基に白紙の立場から事業の再評価といいますか、そういうことの視点をもう少し入れていただく、あるいは逆にそれ以外に高度な行政判断がある場合は、そういう形でご説明いただくということが望ましいのではないかというふうに考えております。

以上です。

大村委員長 ありがとうございました。
 では、次に森杉先生、お願いします。

森杉委員 三つ申し上げたいと思います。

これは公共事業の再評価をやっている部会ですが、委員の方々は膨大な現地視察の時間と、それから事前の資料の内容理解と、それから長時間にわたる審議をお願いしております、非常に協力をいただいておりますので、ぜひご報告しておきたいんですが、全面的なご協力のもとに審査が行われているというふうなことを申し上げたいと思います。

それから2番目は、特に答申の時も申し上げましたけれども、「資料3の1の(2)」に書いておりますが、主要地方道丸森柴田線の大正坂道路の改良事業ですが、再評価部会といたしましては、未施工の歩道部分につきましては、計画では両側歩道を

する予定になっておりましたけれども、それを片側歩道にして、そして工期、工費の節約を図るという方向を答申いたしました。特に、これについては地元のご意見が問題になりますので、地元と十分な協議をお願いしたいというふうに申し上げました。県といたしましては地元の方と協議をいただきまして、これについては両側の予定であったものを片側歩道にすることで地元の方々のご理解をいただきました。片側歩道にして工期、工費を節約するという方向にご理解をいただきましたので、これを特にご報告しておきたいと、こういうふうに思っている次第です。

それから3番目ですが、現在は公共事業の再評価のみに限定しておりますが、やはり事前評価、つまり予算時の事前評価の形のものを、一定程度の報告程度からスタートしてもいいと思いますが、やはり評価部会として何らかの形で事前評価を行うようなことに踏み込んでいかなければならないのではないかと、こんなふうに思っている次第です。

以上です。

大村委員長 ありがとうございました。

三つの部会長からお話をいただきましたが、その他にも部会長以外の委員の先生方々からご意見がございましたら、どちらからでもどうぞ。（「よろしいでしょうか」の声あり）どうぞ。

宗前委員 ごく個人的なルートで聞いた話なので、一般化することはできないとは思いますが、現実に業務に当たられている職員のレベルでは、この種の評価というのがやや面倒くさいものだという認識が、依然としてないではないというふうに聞いております。

特に地方財政の状況が厳しいものですから、どうしても各々の事業というのがコストカットされた形で評価が反映しがちになり、極端に言えば、なさざるにしかずというような形に、ややもすればなりかねない客観情勢があるわけですが、もともと行政評価委員会にしろ各部会にしろ、求めていたのはいかに安く行政をということでは決してなくて、知事ご案内のとおりアカウンタビリティを果して、よりよい物を作っていくためにはどうすればよいのかということの知恵を絞る場として、この場はあったと思うんです。それが、私がたまたま話を聞いた職員が、まあ明らかに彼は評価制度を誤解していると僕は思いますが、しかし、それが誤解であれ何であれ、現場レベルではそう受け止められてしまっているという現状はちょっと問題なんだなと感じます。

そうなってくると、我々が考えた議論が、現実の行政の場に降りていった時に、単なるコストカットの役割でしかないとする、お互いにとっても不幸なことだし、もともと県の行政領域のほとんどが、採算ベースに乗らないからこそ公共がやっているわけであって、しかし、乗らないからといってコストを出さなくていいわけでもない。それからまた、コストに基づいてだけ優先順位、劣後順位をつけていいということでもないし、公共の仕事というのは、企業経営とはまた別種の難しさを持ったマネジメントが非常に必要だと思うんです。それを支援するために行政評価があると思っておりますが、それについてやはりなお評価なり、あるいはその他のいろんな改革の手法があると思っておりますけれども、それが総体となってより安くて、より効果的な行政を図っていくんだということの、県行政側の認識徹底をぜひ望み

たいと、私は個人的に考えています。

大村委員長 ありがとうございます。

他にいかがでしょうか。ございませんか。（「よろしいですか」の声あり）はい、どうぞ。

長谷川委員 政策評価部会なんですけれども、前から問題になっている目標値とか、それから指標というのがございますけれども、その問題というのをどうするかということで今、検討しております。その中に、目標値は達成しているんだけど、実際に県民満足度ではよくないというふうなかなり不一致なところがあります。そういうところで、そのニーズに合ったもっといい目標につくれとかと言うんですけれども、行政の方で、それは地域性を考慮するなど、行政評価と別なところで対応しているケースがあるんです。はっきり言いますと、例えば、環境の中で水環境なんかですと水の評価は2だと。一応満足しているんだけど住民満足からいうとよくないということです。ところが行政の内部では、こういう地区の水質汚濁があるので、それに対する対応はしているわけです。ところが私たちの行政評価からしますと、どうしてもそこら辺がよく見えてこないので一応聞きます。そうしますと、行政からすると今までやっているものと行政評価したものと差が出てきます。行政とすれば今までやっていることから全然変わった方針で対応しなければならないとなると、非常に無駄が生じるような気がするんです。

そういう点でいうと、今までかなり積極的にやっているようなことであれば、それをそのまま継続というような格好で、行政評価のところで示されるようなことも必要と思います。それは今後の問題だと思うんですけれども、そういうことも対応していただければと思っております。

大村委員長 ありがとうございます。

他にございますか。知事さん何かありますか、今までの発言に対して特にないですか。特になければ……。

私からも一言申し上げますが、一つは、答申をした後のことでありますが、一応委員会、部会の方としては手を離れるわけでありまして、それがどういうふうに県の施策に反映されるかということが非常に重要なわけでありまして、委員会側が、部会がばたばたしてもなかなか事が動かないと。そういう意味では行政評価室がある種の力を持って各部局に委員会で議論されたことの心といいますか、それを伝えて、しっかりフォローしていただけるようにする仕組みというのが、とりわけ重要なことというふうに思っております。

それから、もう一つは、県民満足度調査のようなものがうまくやられるためには、先程関田部会長が言っていたように、常々自分が日常的に直接関わっていない県の施策について、ある一定の知識なり、あるいはそういうことに対する関心なりがあるということがとても前提になっていると思うんです。ないとほとんどいい加減な回答が出てくる結果になるというふうに思うんですが、そういう意味では調査と県民広報みたいなものが物すごくリンクしなければいけないのではないかとこのように思うんです。

それで、この調査をやるのにちょうど適するレベルの状況の報告というもの、こ

これは調査自体も相当複雑で膨大なものでありますから、なかなか簡単に広報するというのは言うほどやしくないということは認識しておりますが、しかし、それをいいものにしていくためには、是非適切な広報活動というものとリンクをさせていただきたいと、こんなように私は思います。

他にいかがでございましょうか。はい、どうぞ。

高橋委員　私は、この評価委員会というのは大変いい結果を生んでいると思っております。それで、私どもが評価した結果は着実に反映されているなというふうに実感として最近思っております。特に私は一次産業から二次産業の商工へのシフトだとか、そういうことを訴えてきましたし、それは重要であるということも申し上げてきましたけれども、産業の活性化だとか、IT関連事業の加速だとか、特に評価できるような結果が私は事業面で反映されてきてますし、15年度の予算額を見ても変わってきたなということを実感しております。

それから、行政側の評価部会の対応もそうですが、当初担当がお相手だったんですが、それは違うんじゃないのということで、もっと課長さん以上の管理職の人たちが受け答えしてくれる必要があるだろうということでお話ししてきましたけれども、それも管理職へのシフトという形で出てきておりますので、私は大変満足しております。

大村委員長　はい、ありがとうございます。

他にございませんでしょうか。今日はあまり活発でないようではありますが、各部会ではかなりいろいろご議論があったようでございますが、基本的には部会長がご説明したような状況で事が動いているというようなことであります。今のそれぞれの委員の意見などにつきまして知事のお考えがあれば……。

浅野知事　冒頭に御礼のごあいさつを申し上げました。それは、この評価ということについてご理解をいただき、このように大変お忙しい先生方に時間を作っていただいて、また、部会によっては現場にまでお出でいただいて大変な労力をかけていただいていると。

また、宗前委員からの話の、受ける県職員側の一部には、評価のための資料を提供するとか、いろんなことではっきり言えば面倒くさいとか、やらなくてもいいようなことをやらされているという意識があることは確かなんです。

ということで、評価にもコストがかかるということです。これは時間、賃金にすれば精神的な部分も含めて評価にはコストがかかる、ただではないということです。であるとすればというのも変な話ですけども、やはりそれは我々にとって、また県民にとってコストに見合うだけのどういう成果を上げるのかということだと思えます。これはその事業の適正さというものをちゃんと見分けてやるとか、また、具体的に先ほど公共事業評価部会であったように、丸森柴田線の道路改良事業において歩道を両側でなくて片側にするということによって、納税者の負担が少なくなるということで反映されているという部分もあります。もっと大きく言うと別なところがあるんじゃないかと。

我々県側からいいますと、これは無駄だということと裏腹に、実は相当の緊張感を強いられています。今までは予算を取ってしまうとそこで終わりなんです。後は、

その事業を予算の範囲内でやれば良いということだったんです。それが事後的にも評価される。また、予算を取って実際に着手する前に評価される。だめと言われるかもしれない。ということは大変な緊張感であって、その緊張感というのが、私はいい意味での緊張感だというふうに思っています。これがベネフィットの方であろうと思います。

それから、今日も多分お話が出たと思いますけれども、この評価というのは当然ながら情報公開を含むわけです。ここで完結するわけではなくて、我々もこの評価の結果について節目、節目に、県議会に報告する義務があるんですけれども、いろいろな広報手段を通じて発表しています。これはまさに情報公開、説明責任ということなんですが、それによって我々が期待しているものは、こんなふうにやりますよということだけではなくて、県民の側の方のコミットメントというか、インボルブメントということを期待しているわけです。

先程部長さんからお話があったように、県民満足度調査の結果で我々がいろいろ判断をするという部分のベネフィットもありますけれども、実は調査それ自体をすることによって、県民の中でも限られた人たちではありますけれども、県政について初めて知ったとか、本気で考えたということがあるわけで、これはまさにそういう人たちにとっての県政へのコミットメント、インボルブメント、(我々から見ればですが、)であるということなんです。こういったことの積み重ねが多分ちょっとおこがましい言い方ですが、県民が鍛えられるという部分だと思います。鍛えられた県民をもって、それに支えられている県政はさらに鍛えられると、いい意味で、そんなことを、この評価ということに期待をしています。まさにそれがコストに見合うだけのベネフィットではないかと。であるとすると、ちょっとこの効果はある程度長いタイムスパンで考えていかないといけないんじゃないか、ということになりますので、引き続き我々もやりますけれども、また、ご協力をお願いしたいということでございます。

それから、評価の対象になっているのは各個別の事業です。それで、ある意味では必要性みたいなことに照らしての評価をしてもらっているわけですが、当然のことながら必要のない事業というのはないんです。ですから必要かと言われるればみんな「イエス」なんです。問題はその必要性の度合い、これ優先順位といいますけれども、これが大変難しい。リンゴが幾つか並んでいる中で、この中で一番うまいリンゴはどれかというのは決められても、リンゴとナシでどっちがうまいかというのは、できない相談です。実は事業評価というのは、そういう優先順位の問題もあるわけです。

しかし、そうはいつでも並べた中での優先順位、また、今の時代状況に応じた優先順位というか、後年度でもいいんじゃないかということの時間的な順位、こういったものの評価もあるでしょう。

もう一つは、これはちょっと我々もそういうふうに定義しているのかどうか分からないんですけれども、オルタナティブ(選択肢)としての事業なんです。ある事業をこうやってやりますと。例えて言えば、ここを道路を造る時にトンネルで抜くのがいいのか、回っていくのがいいのかということもオルタナティブですけれども、実は今日もちょっと庁議の場で話したことの内容なんですが、事業を我々やるときに補助金という形でやるのが王道みたいなことで、主流なんですけれども、県政における事業の成果を上げるために補助金という方法でなくて、融資とか、債務保証

とか、また別な方法というようなことでもやれるんじゃないか。これもまた政策のオルタナティブの一つだと思います。

評価というのがそこまでわたるのかどうかというのはまた議論がありますが、多分この評価の進化していく先には、そんなものもあるのかなど。実はこれ我々自身の、発案者の問題であって、それを評価に委ねるということは、我々何のために給料をもらっているのかということになります。ただ、評価の対象としていただくときに、優先順位、もちろんマル・バツだけではないということで、優先順位の問題とオルタナティブということの両方に照らしての評価ということになるのではないかというふうにも思っています。

また、個別のものについては、先程も冒頭に申し上げましたけれども、この行政評価制度というものは、我々宮城県で少し先行してやったとはいいいながら、まだまだ未開の分野でありますので、これからいろいろなルール、方法論ができていくんだろうと。

例えば、大規模事業評価で先程部会長からもお話がありました。我々の中でも議論しましたが、我々とは一体何を判断してもらおうと思っているんだろうか、どこまでなんだろうかということ、なかなか確定しにくい部分があって、「いや、ここまでは。」というんだったら何のために我々にそんな評価をやらせるのか。もっと先の「ここまでは。」という、例えば、今回具体的に問題になったのは、農業短期大学の再編整備事業なんですけれども、新しい学部のカリキュラムまでどうするのかという議論になると、いや、そこまではないでしょうと言いたくなる部分もあるのです。しかし、そこまで議論しないと、何を議論させられるのか分からない。永遠の課題とは言いませんけれども、大規模事業評価に限ったことではありませんが、我々として、評価していただきたいという客体というか、その限定というか、何と言ったらいいんでしょうか、それが必ずしも確定的に言語化できていないという部分があって、これもまた、現在進行中ということの一つの悩みではあります。

しかし、個別の事業評価の積み重ねによって、必ずや、この部分も一つの回答を得るのではないかというふうに思っております。

したがって、委員の皆様にはそういったことも含めて、多分我々との間においてはチャンチャンバラバラの部分があると思います。既にそういうことをされているんだと思いますけれども、実は我々とすれば、そうは言いながら、せつかく、我々、フロントランナーとして走っているこの評価制度をよりよいものにしていきたいという思いは大いにあるわけで、特に舞台回しの企画部長以下、この評価制度をやっていく側からすれば、そういうふうないい制度にこれをしていきたい。せつかくの制度を正しく育てていきたいという思いがありますので、引き続き制度そのものの育成ということにも、ご尽力賜ればというふうに思っております。

ありがとうございました。

大村委員長 ありがとうございました。

大体時間なんです、知事ご退席になりますか。今の話を聞くと話をしたい人が出てきたりすると困ると実はちょっと思ったんですが、よろしいですか。それでは、どうも今日はありがとうございました。

(知事退席)

それでは、知事との意見交換というのをこれで終わりにして、先程一時中断しておりました議事に入ろうと思います。

先程は三つの部会からの部会長報告がございました。

次に、議事「(1)報告 ②」として事務局から政策評価、大規模事業評価、公共事業再評価のそれぞれの評価の結果と、その結果の反映状況につきましてのご報告をお願いしたいと思います。

志伯行政 評価室長 それでは、私の方から参考資料の1番からになりますが、ご説明をさせていただきます。

「参考資料1」は、いわゆる政策評価・施策評価に係る評価の結果でございますが、これはかなりのボリュームでありますし、それぞれ委員さんの方にはお渡ししてありますので、内容については説明を割愛させていただきます。これが政策評価・施策評価の結果の全体でございます。

次に、「参考資料2-1、2、3」で、先程宮本部会長の方から、県の対応について事務局から説明ということでございましたので、「参考資料2-3」について若干説明をさせていただきます。

1枚めくっていただきまして、大規模事業評価部会の各委員さんから、いろいろご注文などをいただきました。それで、大きくはまず評価書を作るに当たって、部会の意見が真摯に受け止められていないのではないか、というのが一つでございます。

もう一つは、制度的に、スケジュール的にどうだったのかということがございました。そこで、「参考資料2-3」を1ページをめくっていただきまして、この制度についての運用については、三つの部分で改善をさせていただくということで回答をさせていただきます。

一つは、スケジュールでございます。スケジュール、先程もお話ございましたけれども、答申ができて県の評価書を決めるに当たって1カ月ぐらいしかなかったと。こういうふうなことではいけないので、十分な時間をかけて検討できるスケジュール、スケジュールそのものを、少し余裕を持ったものにしたいということが一つでございます。

もう一つは、評価書の作成に当たって2点ほどございます。

一つは、評価書を作る時に、中立的な立場の者も含めて作るべきではないかということがございました。そこで、いわゆる担当部局である評価室といいますか、評価部局が作るに当たって関与をしていきますということが一つです。

もう一つは、これを決めるに当たって、知事とか出納長までの三役、各部局長で構成される政策会議の中で、これを審議していくというシステムにいたしますということが一つ。

それから、(3)でございますが、答申後の部会の関与。これまでも答申をしていただいて、後は県が評価書を完成させるだけと、システム上はなっていました。これについては各部会ともでございますが、答申後に部会を開かせていただいて、それでもって各委員の方々の意見なり、ご教示をいただくというふうなシステムにいたしますということで、こういう形で今後対応していきますということでございます。

それから、その次の問題ですが、これは農業短期大学の再編整備推進事業の答申後に、どういう形になっているかということについての現況と、それから、その次

のページ、かなり細かくなっておりますが、答申においていただいた10項目について、答申をいただいた後に評価書を作り、そして、その後、15年の1月末現在でこんな状況になっていますという対応状況というものを、ここで報告をさせていただきます。

次に、「参考資料3」の評価書でございますが、これにつきましては、先程森杉部会長の方からご説明がございましたので、内容については省略をさせていただきます。ここまでが評価でございます。

次に、「参考資料4、5、6」についてご説明をさせていただきます。

「参考資料4」は、県が行った評価の結果について、県がどういうふうに反映しているかということの説明書面でございます。

「参考資料5」が評価結果を受けて、重点事業としてこういうものを、いわゆる70の重点事業を設定して、これに取り組むという部分の資料でございます。

「参考資料6」が、15年度、今度の当初予算に主要事業としてこういう形で反映しているということの資料でございます。

「参考資料4」についてちょっと説明をさせていただきます。「参考資料4」については、政策・施策評価が1ページから3ページまでございます。それから、大規模事業評価、公共事業再評価は4ページにございます。これは反映状況について議会や、それから県民に対する公表という義務づけがございますので、その説明書という形で作ったものでございます。

それで政策評価・施策評価について若干ご説明させていただきますと、例えば、表の2行上に「例えば……」とございますが、15年度の重点事業のうち、重視度と満足度の乖離が大きい政策を構成する施策の中で、優先度が最も高い、1位となった施策について反映した状況。こういう形で10項目ほど挙げておきましたけれども、例えば、1番の政策名として「障害者・高齢者が地域で自分らしい生活を送るための環境づくり」という政策には、施策が七つ付いています。その七つのうち満足度調査の中で一番優先すべきは何かという問いに対して、「高齢者の介護サービス」というのが1位でございました。それでは、この施策にどういう形で反映したのかということが右に出ている反映状況でございます。例えば、「ユニットケア推進事業1億4,300万円」、それから「在宅ケア推進事業4億4,200万円」という形でやっておりますよということですが、これを例えば重点事業で、詳しくは「参考資料5」の3ページのNo.6と7、ご覧のように在宅ケア推進事業、それからユニットケア推進事業、事業内容の欄に書いてありますが、ショートステイ床の増設とか、デイサービスセンターの整備とか、ユニットケアを導入する施設の職員を対象とした研修会とか、グループケアユニット型の増改築への助成とか、という形で重点事業としてこれを取り上げ推進していくということで、それでは、それがどういう形で当初予算に反映しているかということについてですが、「参考資料6」の40ページ、41ページにございます。

40ページには、「高齢者の介護サービス」という施策の中に、事業名として「老人福祉施設等建設助成事業」というのがございまして、重点事業としては「在宅ケア推進事業」ということで、こういう形で15年度の予算に反映してまいりますというふうなこと。それから、41ページは「ユニットケア推進事業」でございます。という形で評価いただきました事業について、ご覧のような形で反映をしているという説明書類でございます。ただいまのが政策・施策評価でございました。

「参考資料4」の4ページでございますが、大規模事業評価については1件でございます。先程もお話ございましたように、農業短期大学の再編整備推進事業でございます。この「評価結果」と書いてありますのは、県が行った評価結果でございます。これにつきましては、15年度に1億円余の予算案という形で現在出しております。そして、事業としては基本設計とか、こういうことをやっていくということで、これにつきましても「参考資料の5、6」の中に例えば、重点事業としては14ページのNo.57にございますし、また、主要事業については1番目にこの内容が書いてございます。

次に、公共事業再評価につきましては、七つの事業について再評価させていただきまして、全部が事業継続ということで、ご覧のような形で予算化し、そして事業を推進していくと。丸森柴田線については片側歩道でやっていくという反映の仕方でございます。

「参考資料4、5、6」については以上とさせていただきます、「参考資料7」についてでございますが、これは評価制度について、PR的に県のホームページで紹介している部分のものを印字したものでございます。例えば、4ページが評価の結果としてこういう形で使われていますよという部分、県民に対する説明ということで行ってございます。これ参考までに出させていただきます。

「参考資料8」についてちょっとご説明させていただきます。「参考資料8」については、来年のことでございますが、スケジュールとしてちょっとご説明させていただきますと、行政評価委員会については、今年度同様、年度末に一度というふうなことを考えています。あるいは年度当初にという部分もございますが、これについてはまた検討させていただくとして、年度末に一度開催という形で今のところ考えております。

次に、政策評価部会については部会を3回程度、分科会3回程度でもって、6月から12月ぐらいまでにという考え方を持っています。そこで、その他の中で①、②にございますように、これは三つの部会全部でございますが、答申後に部会の意見の反映状況を確認するような部会を開催させていただく、ということにシステム化するといえますか、そういう形でやっていこうというふうに考えております。

次に、大規模事業評価部会につきましては、今のところ県立高校の改築事業という形で1件見込まれております。これについては4回程度ということで、特に必要であれば現地調査も入れたいと考えております。それから、当然ながら、答申後に確認をいただく部会を開催するということです。

それから、公共事業の評価部会は、来年非常に多くて47件ございます。これにつきましては部会という形でやっていくと時間的にできないということで、分科会方式を採ろうということで、部会の中で相談させていただいているところでございます。

以上、来年のことでございますが、スケジュールについて概略ご説明をいたしました。

以上でございます。

大村委員長 はい、ありがとうございました。

それでは、ここで各部長さん、あるいは今、事務局の方からいただきました報告についての質疑を行わせていただきたいと思います。

委員の方々から何かご質問、あるいはご意見がございましたらば、お願いをいたします。どうぞ。

沼倉委員 公共事業部会の方で、評価の結果というところで、森杉先生の方から説明があったと思うんですけども、仙台港背後地土地区画整理事業で、今後一番問題が大きくなるかもしれないというのが、保留地の売却という事柄でございました。今、「参考資料6」の平成15年度当初予算における事業の概要というのを見ておまして、95ページなんですけれども、予算について書かれておりますけれども、この保留地の売却について、どのような予算をお持ちなのかということについても、できれば記載していただきたいと。県の予算という場合には、大抵コスト予算だけで、収入というのはあまりクローズアップされることはないかもしれないんですけども、こちらは特別会計で収入の方も非常に重要でございますので、できれば記載していただければというのが感想としてございます。

大村委員長 ありがとうございます。

「参考資料6」の95ページに書いてあることについてですね。（「はい、そうです」の声あり）これ、ご意見として……どうぞ。

志伯行政 部局から出席していただいておりますので、ちょっとコメントあれば……。
評価室長

大村委員長 わかりました。それではどなたかご説明いただけますか。はい、よろしくお願います。マイクをお願いします。

土木部 今、資料を持ってきておりませんので、具体的な数字は報告できないんですが、予算上の措置は保留地の売却収入を見込んで考えております。それで、この予算資料の中では、確かに保留地の売却の数字は載せてはございません。今まで我々の重点事業についての表現の仕方が、そういう方法でずうっと記載されていたということから、ちょっとその辺についての配慮が足りなかったかもしれません。我々も、来年度に向けた、来年度というか、再来年度の完成も含めて、検討させていただきたいと思っています。

沼倉委員 では、今後よろしくお願いたします。

大村委員長 よろしゅうございますか。
他にございましょうか。はい、どうぞ。

浅野委員 大規模事業評価部会の方からなんですけれども、「参考資料8」によりますと「各評価部会で答申後に部会の意見の反映状況を確認するため部会を開催する予定」というふうになっております。他方、「参考資料2-3」によりますと、この2枚目の(3)の最後の方なんですけれども、答申後の県の対応についてで「原則として評価書の作成・公表後にも部会を開催することとし、答申後の県の対応について御報告させていただきたい」というふうになってますが、この「参考資料2-3」によりますと、

答申後の県の対応は評価書作成・公表後に経過報告するという事だと思っておりますけれども、多分答申書を提出後に、県と部会との間で再度こういう協議をする場が必要だというのは、恐らく意見が割れたというか、割れるところだと思っております。そうでなければ結果報告ですからあまり意味がないので。そうしますと評価書が作成・公表された後の意見交換ということになりますと、答申に対する県としての説明ですか、採用できなかったとか、そういうところの釈明に終わる。

もし、この「参考資料8」のように答申後、評価書を作る前に、意見が相当分かれているという場合には、部会の意見を理解してもらおうとか、理解する。県としても、どう対応するか、そこを相互に意見交換する。必ずしも一致する必要はないんですけれども、相互の意志疎通を図るという意味、そういうことを考えれば、むしろ意見対立がある場合は、評価書を作成する前に、そういう機会を設けていただいた方がいいのかなという感じがしますけれども、その辺どうなんでしょう。

大村委員長 はい、どうぞ。

前 葉 非常に重要なお指摘であろうかと思えます。

企画部長 結論から申しますと、これはケース・バイ・ケースなのかなという気がいたしております。今回、たまたま私ども県の方で作りました評価書が、大規模事業評価部会のいろいろなご指摘を必ずしも十分踏まえたものになっていないという、これまた別の評価をいただいておりますと、これは私どもとして、次の評価の時にはもう少し熟度を上げるとういことでやっていきたいと、決意を新たにしているところでございますが、作り方が未熟であったが故に、まだまだ独り立ちさせられないなというふうなコメントを頂戴しているところでございまして、それはそのとおりでございます。

ところが一方で、評価調書に対するご意見としては、答申という形で部会から明確にいただいておりますので、それを踏まえてこのような形で評価書をつくりたいということ、また案の段階でご相談させていただきますと、部会からは意見がそうではないという、またご意見をいただいているということで、なかなかエンドレスマッチレースのような形になってしまいはしないかという、別の悩みもございます。

したがって、ケース・バイ・ケースと申し上げましたのは、恐らく部会でのご審議の中で、答申に至る過程で、かなり明快な県としての考え方の相違というものがありました場合に、それは答申の中でかなり明らかにしていただければということが十分予測をされるわけでございます。そうなりますと、それについてどういうふうなことに私どもとしてはさせていただきたいのかというようなことを、逆に県の方から部会に一度意見交換をさせていただきたいというお願いをしなければ、評価書ができないというケースも、当然あり得るかと思えます。

ところが一方で、そういうご意見もいただきながらも、なおかつ、先程来、アカウンタビリティとか、宮本部会長の言葉を拝借いたしますが、高度な行政判断があるのであれば、それをきちんと説明するというようなご指摘がありました。そういうことを含めて、評価書に書き込んでしまうという一つのやり方もあろうかと思えます。

したがって、その辺はその時の状況に応じて、適宜ご相談させていただきながら、

部会の開催をお願いするかどうか、それを決定していただきたいと、このように思っておりますが、そのあたり少し部会からのご意見を頂戴しながらやっていきたいと思っております。

以上でございます。

大村委員長 よろしゅうございますか。

はい。

宮本委員 今、企画部長さんからお話しいただいたとおり、それと先程知事さんがおっしゃったとおり、この評価自体、時間もかかるわけです。だからそれは費用としてあるわけなので、やみくもに時間を長引かせるということは、やはり望ましくないのではないかなど。

そういう意味でいきますと、本年度も大規模事業評価部会の答申のご説明は一応3回目の時にさせていただきながら、それこそ原局の方にこの内容でお分かりいただけないところはないでしょうかということ、かなり何回も申し上げて、その段階でご質問をいただければ、我々としてはこういう意図だということ、もう少し文書以外のことでも説明できたというふうに考えております。

ですからそういう作業は3回目ぐらいのうちに終わって、その後はやはり一回返していただくと。本年度は返していただいた後、我々何をするというのが手続上なかったわけです。だから、そのまま行政手続上進んでしまうという可能性がありました。しかし、そこでもう一回我々が見せていただくということになれば、やはりそれなりに対応も変わってくる可能性もあるかも分からないということもございまずので、1回のやりとりで、そのときに我々としては何らかの意見表明はするかも分かりませんが、それで後は、先程知事もおっしゃっていたように、県民がご判断いただくという話になるというふうに考えた方が評価の効率性、あるいは迅速性から考えたらいいのではないかなというふうには考えております。

大村委員長 ありがとうございます。

ちょっと私は長い間、モノの計画をつくるという仕事をやってきた面から申し上げますと、この話はやはり、最初にプロジェクトのこの段階で、評価に値する内容を十分に盛り込めてなかったとか、説明が不十分であるということに非常に大きな問題が起因しているのではないかなというふうに思います。

そういう意味では適切な表現というものがないと、なかなか評価というのはやりにくい。そうしたものについての質問が、なかなか思うように返ってこないというような部会の委員の方々の思いがあったのではないのかという、私、部会に直接参加しておりませんが、いろいろ皆さんがお作りになった文面などを見て考えたことでございます。

そういう意味では、いわゆる事前の評価をする形になるこの種のプロジェクトについては、しっかりした説明というようなものが、これは評価委員会に対する説明だけではなくて、私は大学にいますわけですが、大学、あるいは県民に対する説明といいますか、それが行われることがとても大切なのではないかな、というふうなことを申し添えます。私の意見です。

他にございませんでしょうか。どうぞ。

長谷川委員　ここで話しているのかどうかちょっと分からないんですけども、ちょっと気になったことがあってお話ししたいのは、先程の公共工事なんかでいろんなことを考慮された中で見ますと、実は「参考資料3」の中で評価書がありまして、いろんな公共工事に対して意見を述べておられますけれども、その中で結構自然環境に配慮しようとか、地域環境との調和を図れというように、いろいろ指摘をされています。そういうことを受けて、行政では実際の計画を実施されると思うんですけども、県の環境アセスで審査をしている立場から、そこで一番問題になりますのは、都計審などで、そういうふうなことを配慮しなさいということで開発を許可していることです。実は、行政ではもう決まってしまったものを環境アセスに持ってくるわけです。もともと、国で環境アセスメントを決めた時に、特に数例、幾つかの候補地を挙げて、その中で一番環境負荷の小さいものを選びなさいということが基本です。

行政ではそれを遵守すべきですけども、今のようなことで行政が決めてしまつて環境アセスに持ってくるもんですから、その時に環境負荷を小さくできるようなものがあればいいんですけども、実は今までの中を見ますと、非常に難しいことが出てくるわけです。これ宮城県の例ではないんですが、仙台市で例の防災関係でヘリポート基地をつくるときに、大鷲のような猛禽類がいて、環境アセスをやると不許可になる可能性が高い。ところが、市長が強引に決めてしまったというのは、最初から計画ありきで環境アセスは後回しになります。そういうことというのは、これからどんどん出てくるのではないかと思うんです。

そういう点で、行政評価の委員がそういうような配慮をした。行政は多少の配慮をして開発を進めてしまう危険性があります。そういった点、行政の方でそういう対応をこれからどういうふうにするかについて、ここで別に審議することはないと思いますけれども、お答えいただければ幸いです。

大村委員長　はい、どうぞ。

前　　葉　　今の点は公共事業評価部会の方で、森杉部会長のところでやっていたい
企 画 部 長　やり方を少しご紹介申し上げますと、評価書自体がどう作成されるかということが
第一段階のまずチェックポイントなんですけど、その次に、さらに評価書で書いたことを
どういう形で実践しているかということまでフォローアップというのか、第二段階まで
であろうかということでございますが、前々年度の評価書がその後どうなっているか
ということを確認する、そういうご審議を公共事業評価部会ではやっていたいてまし
て、そのようなところでかなり事業が進みつつある、あるいは次のプロセスまで手
続的にいこうとしている段階で、評価段階での議論がどういうふう
にフォローされているのかということを確認していただくと、こういう審議のやり方
をしていただいておりますので、ひとつご参考までにご報告を申し上げます。

大村委員長　ありがとうございます。
部会長、何かございますか。

森 杉 委 員　今年はなかったんですけども、一昨年だったですね、沼倉さん。ダム関係

がありましたね。資料を見ていると必要かなという感じがして現地に行きますと、まだ構造物はないんですけれども、巨大な構造物を谷間に造るような感じになっていました。強烈的な環境破壊というイメージになるわけです。これでいいのか、というので、本当に効果があるのかということが非常に議論になりまして、その中でこれ仕方がないけれども、しかし、とにかく徹底的に環境保全を、自然保全を考えてほしいというような要望を出しまして、具体的にどういう設計変更をやるかというところまで議論をいただきましたので、そういう形で現在はアセスメントの結果を、再評価の段階で一定程度反映できているのではないかと、こんなふうに思っている次第です。完璧とは思いませんけれども、まだいろいろと問題点があると思うんですが、一定程度反映されているように思います。

大村委員長　この問題は、何というかあるゴールに向かう時に幾つかの道があって、その道のそれぞれのところに関所があるもんだから、実際進める人は大変なわけです。こっちの関所で一回やっとなら終わったと思うと、また別な関所が脇道から出てきてあるみたいな感じになっていて、そういう意味では総合的にどうするのが一番いいかということ踏まえながら、今、森杉さんがおっしゃったように、後々少しずつフォローしながらという仕組みになるんだろうというふうに思いますが、ここの委員会ですらそうした手順につきまして、何か新たな提案が見つければするというぐらいのことかな、というふうに思いますんですが、他にございませんでしょうか。どうぞ。

前　　葉　　もう一点、先程来、話題に出ていました、庁内の職員の理解がまだまだ不十分で
企 画 部 長　　はないかということのご指摘がありました。

それで、今年一通り大体反映状況までやってみて、これは私どももある程度、来年度以降、少し期待もしているんですが、評価がどの程度、どういう形で活用できるかということ、私ども職員が一通り今回やってみて学びましたので、そうであれば評価についてこういうふうな形で、ある意味で真剣に取り組んでおけば、それを評価委員会で見ていただいて、その結果を私ども次の施策にどう反映していくかということ考えられるので、ただ評価書の作業だけをさせられているわけではない、ということの理解が進むのではないかとこのように期待をしております。

そのような意味で、やはりPLAN-DO-SEE、SEEからPLANへというところが非常に重要なんだということを再認識したところでございますので、ちっと感想で恐縮ですが、ご報告をさせていただきます。

大村委員長　はい、どうぞ。

宗 前 委 員　ありがとうございます。

先程知事に対して言った意見と絡めて、前葉部長の方からご返答いただいたわけですが、結局大規模事業部会の方で問題になった案件を部会所属でない委員として見ていると、恐らくは事業担当の側の責任感の方向性と、それから我々委員のベクトルが多少ずれていて、現場サイドとしては平成17年といったら平成17年開学というスケジュールがあって、それを基に文部科学省に対する申請があったり何だりという形のタイムスケジュールで動いているんだろうと思うんです。そこ

をきちっと果していくことが、行政マンとしての責任だと自覚しておられるのではないか。それは部会の方でも全然否定してなくて、そういう形できちり仕事をしていくことはいいことなんだけれども、現実問題としては、審議として不十分な点があるのではないですか、という指摘を投げたんだと思うんですね。

それで、逆に今度は、現場サイドとしては「いやいや、それはタイムスケジュールからいって平成16年頃にやる予定だったんだ」ということが、年度は例えばの話ですが、そういうことがあったのかなど。それが恐らくは、大学新設といった一つの仕事の今までのフローであり、しかも、それは県で決められなくて文部科学省が決めていたり、農水省が決めていたりということがあったんだろうなという気がするんです。しかし、結果的には早め早めにしっかりした計画を作っておけば、まあ僕が職員だったらいやだな、面倒だなと思うだろうと想像はするんですが、透明性が高いというよりは、しっかりしたビジョンのある計画であるならば、この手の部会のような関門は別に怖くないわけですよ。現実には政策評価部会の方の分科会で見ていくと、あっという間に審議が終わってしまう案件がいっぱいあるんです。それはきちっとしたものが書いてあるから、つまり計画の段階でしっかりしているから、結果的には関門が恐ろしくないということなんでしょうね。こういう制度をずうっとやっていると結果的にはそういうことだという認識が広まり、つまり計画をしっかり作っておけば、別に何か委員会対応する必要なんかは全然なくて、ということになっていけば、前葉部長も期待されているような活用指向なり、あるいは計画そのものの透明性が高まっていくんだろうなということになるんじゃないでしょうか。これは意見ですから、特にご返答はいいです。

大村委員長 ありがとうございます。
 他にございませんか。どうぞ。

水原委員 今の宗前委員の意見に全く賛成なんですけど、それにしても、評価委員会としては立派に答えてもらうということは有り難いんですが、我々も評価を受けている大学の部局で、いろいろ経験している中でありますと、やはり日常性に耐える評価のあり方といいますか、簡便な評価をいかに作るかということのを是非考えないと、ウイルスを取るためにコンピューターに入れますと、重くてコンピューターが動かないみたいなことになってきますので、簡便な日常性に耐える評価のあり方をどうするかというようなことを、もう少し庁内から意見をいただいて、こういうふうにした方が早道なんではないか、ということをお考えいただけないかなというふうに思います。

その上で、宗前委員の意見も、回り回ってそういうことだし、今、過渡期だし、そこら辺きちっとしてないままやってきましたから、求められるといろいろ大変なこともありますけれども、だんだんとやっているうちに手順が決まってくるから、いずれ落ち着くというふうに思いますが、それにしても日常性にたえる簡便な評価のあり方ということのを絶えず模索するというのが、今後の課題かなというふうに思います。

大村委員長 ありがとうございます。
 よろしゅうございますか。どうぞ。

宮本部長 確かに評価にあまりにも時間をかけたりとか、手間をかけたりするのはやはり非効率であるというのは、私もよく分かっておりますし、そういう視点から見ていくということではございませんが、実は、大規模事業評価の場合は、例えば、これイニシャルコストだけ見たら60億という話ですけれども、いわゆるライフサイクルコストで考えれば200数十億かかるし、これも場合によったら膨らむ可能性もあるというぐらいの事業なわけです。それに対しては、やはりそれなりに、企業が株主に対してちゃんと説明するのと同じように、県はもう少し県民に対してご説明いただいてもいいんじゃないでしょうかと。

その中で、こういう視点が抜けているんじゃないでしょうかということでも提案させていただいておりますから、その全てに対して詳細な検討をお願いするというような形では、ここではお願いしておりませんが、少なくとも追加的に何かのコメントをいただきましたか。特に10項目の質問に対して3項目しか色が塗ってないということに対しては、やはりもう少しお考えいただいたらいいんじゃないでしょうかというのが、我々からの素朴な意見でございます。その点よろしくをお願いします。

大村委員長 ありがとうございます。

それでは、いろいろご議論をいただきましたが、何点ぐらいにまとまるか、大規模事業の評価については答申後、反映状況などを確認するフィードバックをする仕掛けをつくるというようなこと。あるいは、適切な事業の説明を心がけていただくというようなことを事務局に対しては、各部局に対してはお願いするといったことが出ていると思います。

それから、公共事業につきましては、最初に保留地の話が出ておりますが、保留地の売却に係る予算なんかも一緒に絡めてというようなご意見がございました。個人的に私言くと、今の時点でなかなか保留地が売れるという話ではできそうもないので、そういうふうに言われた時、どういうふうに事務局の方が書くのかなと思いましたが、沼倉さん、すみません、ごめんなさい。いやいやなかなか現実は大変であります、そうしたいわゆる一つの事業が行われる総体についての記録をお願いしたいというようなことだろうと思います。

それから、手続のようなものがいろいろあって、その手続がどの段階でどういうふうに行われ、そして、いろんなところでチェックが入るんだけど、そのチェックがうまくいくかどうかという話は、なかなか簡単にすぐはいかないわけですが、前年度の作業をフォローするような、今、公共事業の評価システムで採っているようなことをやりながら、プロセスでいい仕組みができれば、ここの中から提案をしていくといったようなぐらいのことかなと思います。

それから、評価につきましては、できるだけ分かりやすい、非常に早い段階からの骨太のといいますか、しっかりしたポリシーのある表現がなされているということが多分大切で、それぞれ事業を担当しておられる方々は、それぞれ対応しなければいけない当面のターゲットがあって、それに対してかなり振り回されながらいくんだけど、この行政評価委員会は、もうちょっと大きなところを見据えながら評価しているということがあり、そうしたことについてのご説明もしっかりしていただくというようなことが大切かなということが出ていると思います。

それから、評価そのものが初めてであるということもあり、いろいろまだ難しく、評価する側も実際に各部局の方々もかなり手間どっている部分があるというようなことに見えてきているのだらうと思います。そういうようなことにつきましては、この委員会を通じながらできるだけ簡便なというお言葉が出ておりましたが、簡便な評価といったような方向を目指して検討していくという姿勢があるのだらうと。

大体そんなようなお話であったと思いますが、大変大雑把なまとめで恐縮でございますが、そんなことで、今年度の新しい課題ができていくといったようなことであらうかと思えます。

それで、今のようならいでよろしゅうございますか。先生、どうぞ。

関田委員 行政評価に関する情報というのはたくさんあって、それをうまく、水原委員の話では簡便な方法というようにおっしゃいましたけれども、要するに情報をいかに活用するかという仕組みづくりをやらないと、情報の氾濫だけで終わってしまうんです。

したがって、私どもも、これからどういうやり方の方がいいかということも議論していかなければいけないし、また、行政分野の方々も、この辺についてどのような形での体制を組めばいいのかという活用の体制づくり、システムづくり、そういったことについてもぜひ検討をお願いしたいと思います。

大村委員長 はい、ありがとうございます。

そういうご指摘も前にありました。私がちよっととぼしてしまっておりました。行政の評価を活用する術をしっかりと確立するといったようなことがテーマになるということでございました。

そんなことでよろしゅうございますか。ありがとうございます。

それでは、本日の議事のうち(1)の「報告」を終了したことにいたします。

次に、議事の「(2)審議」に入りたいと思います。

事務局の方からご説明をお願いいたします。

志伯行政 審議資料というものがございますが、これを出していただきたいと思えます。

評価室長 「宮城県行政評価委員会運営規程の改正」ということでございます。非常に簡単にご説明させていただきます。

1 ページに規程の改正の要点について述べておりますが、改正の趣旨ということで「現行の行政評価運営規程」とありますが、すみません、ちよっと抜けておりますので、「行政評価委員会運営規程」でございます、「委員会」が抜けておりますので、つけ加えておいていただきたいと思えます。

この規程は、「行政評価要綱」に基づいて作っていたものでございます。今回、この4月から行政評価の活動に関する条例ができましたので、その条例を根拠にする規程の改正ということでございまして、それぞれ委員会とか、各部会の所掌事務とかについての変更はございません。文言整理というふうな形での改正をさせていただくということでございます。

それから、県の組織が変更になっています。政策課から行政評価室というふうになりましたけれども、その事務局の変更とか、いわゆる文言整理ということでございます。

3 ページに、これの新旧対照という形で書かせていただいております。

第1条については、条例が二つになったものですから、委員会条例の方は「委員会条例」と、それから行政活動に関する条例については「評価条例」という形にするということで、この文言を整理させていただいたということ。

それから、第2条のただし書き以降に、ご覧のような形で書いておりますが、それぞれ部会で、建議といいますか、意見を述べるができるシステムになっておりますが、それについては委員会条例第6条第7項の規定は適用しないというふうにしていますが、これは、それぞれ評価については、部会の議決をもって委員会の議決とするということでございます。意見具申といいますか、それにつきましては、部会の議決は適用しないで委員会に出していただき、委員会から知事に意見表明をしていただくというふうなことでの整理をさせていただきました。

それから、箱の中につきましては、それぞれ要綱などの部分について左側の方、いわゆる条例根拠にさせていただき、この内容については変更ございません。旧の方の行政評価委員会の1、2、これについては新の方の1番に、3番と4番については2番にそれぞれ統合させていただいたというか、こういう形で表現させていただいております。

それから、それぞれ部会につきましても文言の整理でございます、特に内容は変わってございません。

以上、簡単ですが説明をさせていただきました。

大村委員長 ありがとうございます。

この運営規程の改正につきまして、ご質問、ご意見ございますか。ございませんでしたら、これについて採決をしたいと思っておりますが、よろしゅうございますか。お認めいただけますか。（「異議なし」の声あり）

それでは、これは委員会で認められたということにさせていただきます。

それでは、他に何かございますか。

先程の話の中で、来年度の予定が出ていましたが、具体的な話はこの後ということですね。部会毎に日程を作って動いていただくということですね。

志伯行政 すみません、「参考資料8」については、最初に説明させていただきましたけれども、概ねこういう形で、来年させていただきたいということでございます。

大村委員長 それでは、各部会の方、またひとつよろしくお願ひ申し上げます。

何かご質問がなければ、以上で議事を終了したいと思います。よろしゅうございますか。

それでは、どうもありがとうございます。皆様の協力で時間内にめでたく、昨年は随分延びたんでありますが終了いたします。

ありがとうございます。

司 会 以上をもちまして、平成14年度宮城県行政評価委員会を終了いたします。
本日は、誠にありがとうございました。

